

国立大学法人東京農工大学人を対象とする研究の実施に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)における人を対象とする研究の計画及び実施に関し、ヘルシンキ宣言及び「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号。以下「指針」という。)」に定められている事項のほか、被験者の人権擁護の観点から必要な事項を定め、もって人を対象とする研究の適切な実施を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) 匿名化 <u>特定の個人(死者を含む。以下同じ。)を識別することができることとなる記述等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第3項に規定する個人識別符号を含む。)</u>の全部又は一部を削除すること(当該記述等の全部又は一部を当該個人情報と関わりのない記述等に置き換えることを含む。)をいう。</p> <p>(19)～(23) (略)</p>	<p>本則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)における人を対象とする研究の計画及び実施に関し、ヘルシンキ宣言及び「人を対象とする<u>生命科学・医学系研究に関する倫理指針(令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号。以下「指針」という。)</u>」に定められている事項のほか、被験者の人権擁護の観点から必要な事項を定め、もって人を対象とする研究の適切な実施を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) 匿名化 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する<u>個人情報</u>の全部又は一部を削除すること(当該記述等の全部又は一部を当該個人情報と関わりのない記述等に置き換えることを含む。)をいう。</p> <p>(19)～(23) (略)</p>	<p>「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」廃止のため、新指針へ改正。</p> <p>個人情報の保護に関する法律の改正に伴う改正</p>

附 則 (令和4年11月7日規程第57号)

この規程は、令和4年11月7日から施行し、令和4年4月1日から適用する。